第４章　施策の展開

基本目標１　健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり

【持続可能な開発目標（SDGs）】



【評価指標と目標値】

評価指標	現状値		目標値
	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和 13 年度（2031 年度）
介護予防センターにおける介護予防（フレイル予防）事業の年間参加延人数	12,451 人	14,595 人	16,437 人
成人健康教育事業の年間参加延人数	2,239 人	2,750 人	2,200 人
母子健康教育事業の年間参加延人数	396 人	434 人	576 人
ほっとサロン・三世代交流事業の参加人数	16,777 人	18,170 人	18,200 人
就労系障害福祉サービスの利用者数	1,494 人	1,546 人	1,700 人
在宅医療介護 ICT ツール総利用者数	13,095 人	13,826 人	16,418 人
女性チャレンジ講座受講生満足度	96.15%	90.00%	現状より上昇

基本施策（１）　健康づくりの推進

［現状と課題］

令和２年（2020 年）における当市の平均寿命は、男性が 79.3 歳、女性が 86.4 歳で、両方とも全国平均を下回っています。また、青森県における令和４年（2022 年）の健康寿命[4]は、男性が 72.03 歳、女性が 75.02 歳と、全国平均を下回っており、本県及び当市において、平均寿命と健康寿命の延伸が大きな課題となっています。

私たちが生涯を通じて心身共に健康で、生きがいを持って生活を営むためには、市民一人ひとりが健康意識を高く持ち、それぞれのライフコース[5]やライフステージを踏まえた健康的な生活習慣づくりに取り組むとともに、病気の早期発見・早期治療に努め、仮に病気になっても重症化しないための対策をとることが重要です。

そのためには、様々な機会を通じて市民の健康意識の高揚を図るとともに、介護予防や認知症予防の普及啓発、健康に関する相談体制の充実等を図り、市民が主体的に健康増進や介護予防に取り組める環境づくりを推進する必要があります。

［取組方針］

- 介護予防センターを拠点として、保健・医療・福祉の専門職による個別相談や体力測定、体操会等を実施し、介護・認知症予防の普及啓発を図ります。
- 各種健康教育や健康相談、講演会の開催等により、市民の健康意識の高揚を図るとともに、地域の健康づくりに取り組む保健推進員の育成や関係団体と連携した健康づくり事業を推進します。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	介護予防センター運営事業	➢ 高齢者自らが健康なうちから、介護予防及び認知症予防に取り組むことができるよう総合的な支援を行う。	高齢福祉課
2	成人健康教育事業 母子健康教育事業	➢ 早世の減少と健康寿命の延伸の実現に向けて、生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発を図る。 ➢ 母子健康教育として、両親学級やすくすく離乳食教室、子育て出前講座等を行う。	健康づくり推進課 すくすく親子健康課

[4] 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと

[5] 胎児期から高齢期に至るまで、人の生涯における一連の流れのこと

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
3	成人健康相談事業 母子健康相談事業	➢ 保健師や管理栄養士による健康相談を実施し、健康の保持増進ができるように支援する。 ➢ 母子健康相談として、マタニティ健康相談や乳幼児の健康相談等を行う。	健康づくり推進課 すくすく親子健康課
4	健康づくり団体等活動支援事業	➢ 食生活改善推進員養成研修会の開催及び食生活改善推進員協議会と連携した健康づくり事業を実施する。 ➢ 地域の健康づくりのリーダーである保健推進員の育成及び保健推進員と連携した健康づくり事業を実施する。	健康づくり推進課
5	精神保健福祉相談等事業	➢ 心の健康に不安のある本人や家族からの相談に対応し、各種支援等を行う。	保健予防課

基本施策（２）　高齢者や障がい者等の社会参加の促進

[現状と課題]

市民アンケート調査の結果によると、近所付き合いについて、60 歳以上で「まったく関わりがない」という回答が 1.8%、「ほとんど付き合いがない」という回答が 9.7%あり、当市においても社会的に孤立している高齢者が一定数いることがわかっています。

社会的孤立がもたらす悪影響として、情報の不足や周囲からのサポート不足、さらには自尊感情の低下により心身の不調に陥りやすく、加えて、そのことを周囲に伝えることや、助けを求めることができないために、社会的なサポートを得ることができないといった問題があります。

また、地域における市民同士のつながりの希薄化や価値観の多様化等を背景として、高齢者や障がい者及びその家族が地域内で十分なサポートを受けられず、孤立してしまうといった事例も見られています。

そのため、高齢者や障がい者等が自らの経験や能力を生かして地域の中で活躍できる機会を創出し、積極的な社会参加を促すことで孤立を解消し、誰もが生きがいを持って生活できる環境づくりに取り組む必要があります。

[取組方針]

- 学習機会の提供や社会奉仕活動への参加促進、シニアクラブ活動への支援、就労機会の提供などを通じて、高齢者の生きがいづくりを支援します。

- 障がい者に対する市民や事業者等の理解促進を図るとともに、関係団体と連携しながら、相談体制の整備や訓練機会の確保などにより、障がい者の就労支援の充実を図ります。

- 外出時の移動手段を確保し、社会参加しやすい環境を整備します。

[主な推進事業]

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	鷗盟大学運営事業	➢ 満 60 歳以上の市民が入学できる２年制の大学を運営し、一般教養科目のほか、「生活福祉科」「園芸科」それぞれの課程に沿った専門科目を学習する機会を提供する。	高齢福祉課

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
2	シニアはつらつポイント事業	➢ 高齢者が介護施設などで行ったボランティア活動に対して、商品券との交換や福祉団体への寄附ができるポイントを付与する。	高齢福祉課
3	ほっとサロン・三世代交流事業	➢ <ほっとサロン>高齢者の閉じこもりや孤独感の解消と、介護予防のためのほっとサロンを開催する。 ➢ <三世代交流事業>昔っこ遊び、三世代交流もちつき会、しめ飾り作り、ニュースポーツ交流などを開催する。	高齢福祉課
4	老人クラブ活動支援事業	➢ 老人クラブが行う社会奉仕活動、老人教養講座、健康増進事業の経費の一部を補助する。 ➢ 八戸市シニアクラブ連合会が行う運営事業費、特別事業費、健康づくり事業費、活動支援体制強化事業費の一部を補助する。	高齢福祉課
5	地域活動支援センター事業	➢ 障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う。 ➢ 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療、福祉等との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成等を実施する。	障がい福祉課
6	障がい者就労支援事業	➢ 障がい者就労支援関係団体による情報提供・共有・発信等を行う会議（イベント等含む）や障がい者の就労について理解を深めるための研修会を開催する。 ➢ 障がい者雇用（予定含む）企業や障害者就労継続支援サービス事業所の関係者、その他市民等を対象に、障がい者就労サポーター養成講座を開催する。 ➢ 障害者優先調達推進法の概要や障害者就労施設における提供物品等を紹介するパンフレットを作成し、配布する。	障がい福祉課
7	シルバー人材センター育成・援助事業	➢ 高齢者の地域における就労やボランティア活動などを行うシルバー人材センターを支援する。	産業労政課
8	高齢者バス特別乗車証交付事業	➢ 70 歳以上の高齢者（身体障害者手帳１～４級・愛護手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を除く）に対し、１年間利用できるバス特別乗車証を交付する。	高齢福祉課
9	障がい者バス特別乗車証交付事業	➢ 6歳以上の障がい者に対し、市営バスや南部バスの市内全線で使用できるバス特別乗車証を交付する。	障がい福祉課

基本施策（３）　地域医療体制の整備

［現状と課題］

当市における地域医療は、休日夜間急病診療所などの１次救急、市内の４医療機関による輪番制の２次救急、市民病院救命救急センターの３次救急からなる救急医療体制が円滑に運営され、近年は市民病院へのドクターカー等の配備などにより、救急医療体制の強化が図られてきました。

また、当市の医師数は、平成 30 年（2018 年）の 522 人に対し、令和６年（2024 年）は 585 人に増加しており、医療提供体制は着実に充実が図られてきています。

一方で、高齢化の進行に伴い、医療ニーズのさらなる増加が見込まれることから、今後もすべての市民が、住み慣れた地域で、必要なときに必要な医療を受けられる体制を構築するために、救急医療体制の充実や医療連携体制の強化を図り、医療提供体制及び療養環境の整備に引き続き取り組む必要があります。

［取組方針］

- 医療機関との連携、ドクターカー等の効果的な運用やＡＥＤの普及促進などにより、症状に応じた救急医療体制を整備します。

- 地域において、市民が継続して適切な医療が受けられるよう、医療機関の機能に応じた診療提供体制を整備し、医療連携を推進します。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	救急医療体制整備事業	➢ 医療機関・救急患者搬送機関等と連携し、初期救急から重篤・重症な救急患者まで、症状等に応じた救急医療が行える体制を整備する。	保健総務課
2	ＡＥＤ普及促進事業	➢ ボランティア団体等と協働によりＡＥＤ講習会を開催する。 ➢ イベント等での救命活動に備えるため、圏域内でＡＥＤの相互利用を行う。 ➢ 市所管施設に AED を設置するとともに、ＡＥＤ設置施設・事業所の情報提供を行う。	保健総務課

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
3	ドクターカー運行事業	➢ 医師等が乗務し、救命処置等の必要な患者が発生した救急現場に直行するドクターカーを市民病院に配備、運行する。	保健総務課
4	地域医療連携の推進	➢ 急性期の医療機関やかかりつけ医など、疾病や病態に応じた適切な医療機関の受診を推進するための周知を行う。	保健総務課
5	在宅医療・介護連携推進事業	➢ 医療と介護の施設情報をまとめた「はちのへ圏域医療・介護連携マップ」を Web 上で公開する。 ➢ ICT ツールを活用し、医療・介護関係者間の情報共有の支援を行う。	高齢福祉課

基本施策（４）　多様な生き方や働き方が選択できる環境の整備

［現状と課題］

私たちが生活する地域には、性別や年齢、国籍、文化、職業、宗教、身体的特徴などが異なる様々な個性や考え方、価値観を持った市民が暮らしています。その一例として、令和７年（2025 年）における当市の外国人人口は 1,990 人となっており、過去最多を記録しました。

このような状況下において、性別や年齢、国籍、障がい等に起因する差別や、LGBT[6]をはじめとした多様な性の在り方に対する不寛容などを背景として、生きづらさを感じている人々の存在が認知されるようになり、社会的配慮が求められています。

また、生活の様々な場面において、これまでの慣習やしきたり、固定観念を背景とした固定的性別役割分担意識[7]が未だに根強く残っており、市民一人ひとりが「自分らしく」生きることが阻害されてしまうことがあります。

こうした状況を解消するためには、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する理解促進に取り組み、一人ひとりの違いが個性として尊重され、家庭や職場、学校などのあらゆる場において、その個性や能力を十分に発揮できる環境づくりが求められています。

当市においても、今後も引き続き男女共同参画や多様性への理解促進・意識啓発事業を行い、理解を広めていくことで、誰もが生きがいを持って生活できる環境づくりを進める必要があります。

［取組方針］

- 講演会の開催や様々な機会・手段を活用した積極的な情報発信により、男女共同参画に関する市民や企業の意識啓発を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。

- 各種広報媒体を活用した情報発信や研修会等の開催などにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する市民等の理解促進を図るとともに、当事者やその家族の支援に取り組みます。

[6]「Lesbian(レズビアン)：女性の同性愛者」、「Gay(ゲイ)：男性の同性愛者」、「Bisexual(バイセクシュアル)：両性愛者」、「Transgender(トランスジェンダー)：身体の性と心の性が一致しない人」の頭文字を組み合わせた言葉。多様な性的指向・性自認を表す言葉の一つとして使われる。

[7]「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	男女共同参画情報誌発行事業	➢ 固定的性別役割分担意識を払しょくし、市民及び事業所の男女共同参画意識の醸成を図るため、情報誌「WITH　YOU」の発行を行う。	市民連携推進課
2	ロールモデルＰＲ事業	➢ 仕事と家庭生活等を両立しながら活躍している人や、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに活躍している人及びそれらを支援する人や団体をロールモデルとして紹介する。	市民連携推進課
3	ＬＧＢＴ等理解促進事業	➢ 差別や偏見のない誰もが生活しやすいまちづくりを推進するため、市民や職員を対象とした研修会等を通じて、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する理解促進と意識啓発を図る。	市民連携推進課
4	女性チャレンジ講座開催事業	➢ ビジネススキル習得による人材育成及び参加者同士のネットワーク構築を目的とした講座を開催する。	市民連携推進課

基本目標２　誰もが尊重され、誰もが公平に支援を受けられる体制づくり

【持続可能な開発目標（SDGs）】



【評価指標と目標値】

評価指標	現状値		目標値
	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和 13 年度（2031 年度）
生活困窮者対象の就労支援による就労者数	194 人	176 人	180 人
障がい者相談支援事業所における相談支援件数	12,220 件	10,619 件	12,000 件
虐待等防止対策会議の年間開催件数	３回	１回	１回
保護観察所に登録している協力雇用主数	26 件	26 件	28 件

基本施策（１）　自立支援と権利擁護の推進

［現状と課題］

当市における生活困窮者自立支援制度に基づく相談件数は、年々増加傾向にあります。

生活困窮者が抱える問題とは、単に経済的に困窮しているというだけではなく、病気や障がい等による長期の離職や多重債務、ひきこもり、ひとり親世帯、家族や地域から社会的に孤立しているなど、いくつもの問題が複雑に絡み合い、深刻化しているケースが多く見られます。

そのため、生活困窮者の自立支援においては、相談者一人ひとりの背景にある根本的な課題一つひとつについて分析し、適切な支援を行うことが求められており、個々の実情に応じた適切な相談支援体制を構築することが重要です。

また、認知症や知的障がい及びその他精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを法律的に支援する成年後見制度について、当市においても利用促進に取り組んでいますが、制度の理解や周知が広がらず、なかなか利用につながっていかない点が課題となっています。

高齢化の進行に伴い、今後、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度の必要性は、一層高まっていくと考えられるため、同制度の利用促進を図っていく必要があります。

また、虐待やいじめ、配偶者等への暴力（DV）についても、個人の人権や尊厳を奪う重大な問題ですが、家庭や施設など外部から目が届きにくい閉鎖的な空間で発生していることが多く、事態が深刻化して初めて周囲が気付くといった事例も見られ、対応が難しくなっています。

このため、様々な機会を通じて市民や施設職員等の意識啓発を図るとともに、関係機関等との連携体制を整備し、その防止と早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

［取組方針］

- 生活困窮者やひとり親世帯等が抱える課題を一つひとつ分析し、住居・家計管理・就労・学習等の包括的かつ適切な支援を行い、相談者の生活安定と自立促進を図ります。

- 成年後見制度の普及啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、市民後見人の養成等に取り組むとともに、専門職・関係機関の協力体制のもと、チームとして後見活動を支援する体制を強化し、同制度の利用促進を図ります。

- 虐待等に関する市民一人ひとりの意識啓発、関係機関等との連携強化に取り組み、虐待等の防止と早期発見・早期対応を図ります。

- 生活や住宅に特別な配慮が必要な高齢者や障がい者、多子世帯等について、関係部局等が連携し、住まいの確保に取り組みます。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	生活困窮者自立相談支援事業	➢「生活自立相談支援センター」を開設し、生活困窮者からの相談について複合的な課題の分析やその解決に向けた専門機関への適切なつなぎ、個々の状況に応じた自立支援計画の作成等の支援を行う。	生活福祉課
2	成年後見センター事業（地域連携ネットワークの中核機関及び協議会の設置運営）	➢権利擁護に関する総合相談を行う。 ➢成年後見ネットワーク会議を運営する。 ➢成年後見セミナーを開催するなど成年後見制度等に関する啓発・研修を行う。	高齢福祉課 障がい福祉課
3	市民後見推進事業	➢市民後見人養成研修や市民後見人フォローアップ研修を開催するとともに、市民後見人の活動支援を行う。 ➢市民後見人候補者への助言、後見人受任後の継続的な支援を行う。 ➢市民後見人の名簿管理を行う。 ➢成年後見制度の利用支援等に関する必要事項の調査審議を行うため、市民後見推進協議会を開催する。	高齢福祉課 障がい福祉課

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
4	成年後見制度利用支援事業	➢ 高齢者や障がい者などの成年後見制度利用にあたり、必要経費負担能力のない者に対して経費の一部又は全部を助成する。	高齢福祉課 障がい福祉課
5	高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の開催	➢ 高齢者や障がい者に対する虐待の防止及び早期発見を図り、その原因を明らかにする。 ➢ 被害者及び家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関との連携システムを構築する。	高齢福祉課 障がい福祉課
6	児童虐待防止対策事業	➢ 児童虐待防止に関する住民向けセミナー及び専門職向けの研修会を実施する。	こども家庭相談室
7	母子家庭等対策総合支援事業	➢ ひとり親家庭等の自立を目的として、就職、生活援助、資格取得、学び直し、法律相談等の総合的な支援を行う。	こども家庭相談室
8	市営住宅における優先入居	➢ 市営住宅の入居に際し、多子世帯、ひとり親世帯、DV 被害者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等、居住の安定を図る必要がある世帯に対し、優先的な取扱いを行う。	建築住宅課
9	医療的ケア児等総合支援事業	➢ 医療的ケア児とその家族を支援するため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設置する。 ➢ コーディネーターを配置する。	障がい福祉課

基本施策（２）　相談支援体制の充実と適切な情報発信

［現状と課題］

市民アンケート調査の自由記述欄の中で、職員の対応のばらつきやマニュアル的な対応、「相談して終わり」となりその後のことが分からないなど、現状の相談支援体制に関して改善を要望する意見が多く見られました。

これまでの公的福祉サービスは、その制度ごとに高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者というように対象者を分け、それぞれの制度で拡大と発展、充実が図られてきた経緯があります。そのため、市や関係機関等の相談窓口についても、基本的には対象者の属性や相談内容に応じて窓口が分かれているところです。

しかし、近年では「ダブルケア」や「８０５０問題」、「ヤングケアラー」など、介護や子育て、貧困といった様々な課題が絡み合って複雑化・複合化したケースや、既存のサービスでは対象とならない「制度の狭間」にあるケースなど、従来の縦割りの相談支援体制では対応が困難なケースが顕在化してきています。

こうした課題に対応するためには、現在分野別に分けて設置されている相談窓口間で有機的に連携し、関係する各支援機関が協働して対応を行い、対象者の属性を問わず、どのような相談も包括的に受け止める、いわば「断らない」相談支援体制の整備を進めていく必要があります。

また、こうした困難な課題を抱えた市民が、関連する福祉サービスについて必要な情報を確実かつ容易に入手することができるよう、情報発信の方法を最適化していくことも求められています。

［取組方針］

- 高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者等の各相談窓口における専門職の配置や資質向上などの機能強化に取り組むとともに、他分野の相談窓口や関係機関等との連携を強化し、適切な支援や情報提供を行います。

- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題に対し、多機関が協働して一体的に支援等を行う包括的な相談支援体制を整備します。

- 福祉サービスが必要な方に情報が行き届くよう、多様な媒体を活用して情報入手の選択肢を増やすとともに、対象者の特性を踏まえた確実で分かりやすい情報発信を行います。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	地域包括支援センター運営事業	➢ 市内 12 の日常生活圏域に委託型地域包括支援センター（高齢者支援センター）を設置・運営し、高齢者などに対する総合相談や、介護予防支援等を行う。 ➢ 地域ケア会議などを通して医療・福祉、介護と地域住民の連携に努める。 ➢ 地域の高齢者の実態把握を行うとともに、地域住民が連携し、高齢者の見守りを行う「見守りネットワーク」を支援する。	高齢福祉課
2	障がい者相談支援事業	➢ 障がい者等からの相談に応じ、専門の相談員が必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のための援助を行う。	障がい福祉課
3	地域子育て支援センター事業	➢ 地域の認定こども園、保育所（園）等への委託により、子育ての不安・悩みの相談や保護者同士が交流する場を設ける。	こども未来課
4	こども家庭センター事業	➢ 児童福祉機能として、こどもとその家族及び妊産婦を対象に、福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行い、要支援児童もしくは要保護児童及びその家庭または特定妊婦等への支援業務の強化を図る。 ➢ 母子保健機能として、妊産婦等の妊娠期から子育て期までの総合的な支援を行う。	こども家庭相談室 すくすく親子健康課
5	性と健康の相談センター事業	➢ 思春期・妊娠・性や生殖等のライフステージに応じた相談に対し、保健師等が相談支援を行う。 ➢ プレコンセプションケア講演会を年 1 回開催する。	すくすく親子健康課
6	八戸版ネウボラ推進事業	➢ 妊産婦及び乳幼児の保護者、こどものいる家庭が安心して子育てできるよう、「こども家庭センター母子保健機能（すくすく親子健康課）」、「児童福祉機能（こども家庭相談室）」、「こども支援センター（教育委員会）」の３部署が総合保健センター内においてワンストップで相談対応できるよう、子育て支援に係る保健・福祉・教育の連携強化を図る。	すくすく親子健康課 こども家庭相談室 こども支援センター

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
7	多機関協働による包括的相談支援体制の整備	➢「住民に身近な圏域」にある相談支援機関等では対応しがたい複合的かつ複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備する。	福祉政策課
8	重層的支援体制整備事業	➢対象者の属性を問わない包括的な「相談支援」、社会とのつながりを作る「参加支援」、地域からの孤立を防ぎ交流や活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施について検討する。	関係各課

基本施策（３）　課題解決に向けたネットワークの強化

［現状と課題］

虐待や配偶者等への暴力（DV）、ひきこもり、不登校、いじめ、自殺等、近年発生している地域福祉の課題については、様々な要因・課題が絡み合って複雑化、あるいは相互に影響し合い複合化して発生するケースが多く、既存の行政の枠組みやひとつの支援機関・団体だけで対応するには限界があります。

事案の早期発見から相談、保護、自立に至る一連の支援を被害者や当事者に寄り添って切れ目なく展開するためには、庁内の部局横断的な連携だけではなく、保健・医療・福祉・教育・労働等の関連機関と有機的な連携を図ることが重要です。

多分野にわたる関係行政機関や専門機関、民間団体等とのネットワークを活用して相互に連携し対応するために、団体間の情報共有及び連携強化を図っていく必要があります。

［取組方針］

- 庁内の部局横断的な連携体制及び保健・医療・福祉・教育・労働等の多分野にわたる関係機関・団体とのネットワークの構築と連携の強化に取り組みます。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	虐待等防止対策会議の開催	➢ 虐待等の防止に係る対策を分野横断で総合的に推進するため、保健・医療・福祉・介護・教育等の関係機関で構成する会議を開催し、庁内の分野別会議における対応体制の検証・助言等を行う。	福祉政策課
2	生活支援体制整備事業	➢ 資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組（生活支援サービス）のマッチングを行う生活支援コーディネーターを配置する。 ➢ 生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進する協議会を開催する。 ➢ 住民ニーズの把握と自助や互助の取組を促進するため、ワークショップを開催する。	高齢福祉課

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
3	自殺対策ネットワーク会議の開催	➢ 自殺対策に関わる保健、医療、福祉、教育、商工、労働、警察、消防、民間団体等の連携強化及び情報交換を行う。	保健予防課
4	ひきこもり支援ネットワーク会議の開催	➢ ひきこもりの状態にある者及びその家族等を支援するにあたり、様々な背景や事情に応じた多様な支援策を協議するために情報交換を行い、関係者間の連携を深め、ひきこもり支援の充実を図る。	保健予防課
5	要保護児童対策地域協議会の開催	➢ 要保護児童・要支援児童等への適切な支援を図るために、関係課及び関係機関で定期に会議を開催し、必要な情報を共有し、連携して対応する。	こども家庭相談室
6	認知症地域支援・ケア向上事業	➢ 医療機関や介護サービス及び地域の関係機関との連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置する。 ➢ 認知症の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスが受けられるのか、標準的な流れをまとめた認知症ケアパスを作成・配付する。 ➢ 認知症の人の社会参加など、認知症の人にやさしい地域づくりについて検討するため、関係機関で構成される認知症総合支援検討会議を開催する。 ➢ 認知症の人や家族が、地域の人や専門家と相互に情報共有し、お互いを理解し合うことを目的に「認知症カフェ」を開催する。	高齢福祉課

基本施策（４）　再犯防止施策の推進

［現状と課題］

国が策定した第二次再犯防止推進計画によると、日本国における刑法犯の認知件数は減少傾向にある一方、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあります。令和３年度時点での再犯者率は 48.6%で、検挙者のうち約半数が再犯者という状況です。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい育成環境など、社会生活を送る上で様々な困難を抱えているケースも多く、適切な支援を受けられないことが、再び犯罪を繰り返す要因になっています。

そのため、刑務所や少年院の出所者などに対し、就労や住居の確保などの支援を行い、生活安定と自立促進を図るとともに、再犯防止や更生保護に関する市民の理解を深め、犯罪をした人を社会的に孤立させることなく、地域全体で立ち直りを支える環境づくりを推進する必要があります。

［取組方針］

- 更生保護活動に取り組む団体を支援するとともに、当該関係団体と連携し、再犯防止や更生保護に関する市民の意識醸成を図ります。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	更生保護活動への支援	➢ 地域における更生保護活動の中心的な役割を担う八戸地区保護司会及び保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターへの支援を行う。また、保護司確保のため、保護司等の活動を紹介するなど、市民の再犯防止の関する理解促進を図る。	くらし交通安全課
2	社会を明るくする運動の推進	➢ 再犯防止に関する意識の醸成を図るため、保護司会、更生保護女性会、ＢＢＳ会[8]、警察、拘置支所、教育委員会等と連携し、街頭啓発活動や各種媒体を用いた広報活動を実施する。	くらし交通安全課

[8]「Big Brothers and Sisters Movement」の略。非行少年等に、兄や姉のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
3	民間協力者や関係団体等との連携	➢ 保護司、更生保護女性会など、関係団体の会議等を通じて、更生保護に係る情報共有を図るとともに、市社会福祉協議会、青森保護観察所等との連携強化に努める。	くらし交通安全課
4	協力雇用主への入札優遇措置	➢ 建設工事競争入札参加者資格審査における主観的評価項目に、保護観察所に協力雇用主として登録している企業へ加点する制度を導入するとともに、制度の周知に努め、刑務所・少年院出所者の生活安定を図る。	契約検査課

基本目標３　みんなが共に支え合う、安心・安全な地域づくり

【持続可能な開発目標（SDGs）】



【評価指標と目標値】

評価指標	現状値		目標値
	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和 13 年度（2031 年度）
避難行動要支援者の支援に関する協定締結数	106 件	117 件	172 件
福祉避難所に係る移送判定チーム員研修の年間開催回数	１回	１回	１回
地域の安全・安心見守り事業の協力事業者数	46 件	48 件	53 件
市窓口での町内会加入取次件数	117 件	120 件	120 件
民生委員・児童委員の定数に対する充足率	92.0%	88.7%	92.00%
行政活動ボランティアの実働数	50,361 人	40,735 人	現状より上昇
市民一人当たりの年間平均路線バス利用回数	24 人	34.1 人	34.1 人

基本施策（１）　防災・防犯対策の充実

［現状と課題］

近年国内において、群発地震や台風・局地的な豪雨による風水害など、これまでに経験したことのない自然災害が頻繁に発生し、その被害も激甚化してきています。

また、高齢者などの社会的弱者を狙った強盗事件や特殊詐欺・悪徳商法の被害も深刻化しており、市民の安全・安心な暮らしがますます脅かされている状況です。

一方で、近所付き合いを含む市民同士のつながりの希薄化が進行し、地域内での助け合いや支え合いといった機能が弱体化したことで、その地域が持つ防災や防犯機能の低下や、平時における高齢者や子どもの見守りといった市民の安全・安心を守る地域活動に悪影響が出てきています。

市民が安全・安心に暮らせる地域づくりには、その人自身や家族・親族による「自助」、近隣の地域住民による「共助」、国や行政による「公助」の連携が不可欠ですが、災害発生時の避難行動や日頃の防犯対策、消費者被害の防止においては、特に「自助」と「共助」の重要性が大きくなります。

災害や犯罪から市民の安全・安心な暮らしを守るため、地域住民や町内会、自主防災組織等と協力・連携を図りながら、効果的な防災・防犯対策を推進していく必要があります。

［取組方針］

- 防災意識の醸成や防災訓練の充実、避難所運営体制の整備等を推進し、防災体制を強化するとともに、避難行動要支援者の避難支援や自主防災組織の育成・支援等により、地域における防災力の強化を図ります。

- 市内事業者と連携した見守り体制の強化、メール・アプリによる緊急情報の発信等により、市民の安全・安心を確保します。

- 出前講座や広報等による意識啓発、相談支援の充実等に取り組み、消費者支援の充実を図ります。

- 安心して暮らすことのできる地域社会の実現するため、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進します。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	避難行動要支援者事業	➢ 避難行動要支援者名簿、個別避難計画を作成する。 ➢ 避難行動要支援者名簿の提供や個別避難計画の作成を通じて、要支援者を地域で支援していく体制を強化する。 ➢ GIS 連動型避難行動要支援者支援システムを運用する。	福祉政策課
2	防災市民研修会開催事業	➢ 自主防災組織、町内会、学校等が開催する防災講演会等へ講師を派遣する。 ➢ 防災に関する市民研修会を開催する。	災害対策課
3	自主防災組織育成事業	➢ 自主防災組織が防災資機材の整備に要する経費に対して補助金を交付する。 ➢ 防災活動に持続性を持たせるとともに、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活動に要する経費の一部に対して助成金を交付する。 ➢ 自主防災会連絡協議会を通じて意見交換や情報共有を行い、自主防災組織相互の協力体制を構築・強化する。 ➢ 地域における防災リーダーを育成するため、自主防災組織リーダー研修会を実施する。	災害対策課
4	総合防災訓練の実施	➢ 災害発生時の防災活動が迅速かつ的確に行えるよう地域住民や防災関係機関等の参加・連携のもと、避難訓練、救助・救出訓練、避難所開設訓練等を行う。	災害対策課
5	地域の安心・安全見守り活動推進事業	➢ 宅配業者、タクシー会社、新聞販売店などと「地域の安心・安全見守り協定」を締結し、事業者が業務上把握した地域住民の状況に関する情報提供を受け、必要な対応につなげる体制を強化する。	福祉政策課

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
6	安全・安心情報発信事業	➢ 八戸圏域連携中枢都市圏安全・安心情報システムにより、災害時の避難情報や気象情報、火災情報、防犯情報、危険動物出没情報等の各種警戒情報（安全・安心情報）をメールや専用アプリ、市公式 LINE で配信する。 ➢ 利用者の拡大を図るため、チラシの配布等を行う。	危機管理課
7	消費生活相談の実施	➢ 専門の相談員を配置し、悪質商法等に係る消費生活相談を行う。	くらし交通安全課
8	防犯関係団体との連携及び支援	➢ 地域における防犯体制を強化し、防犯環境の向上を図るため、関係団体と連携するとともに活動に対し支援を行う。	くらし交通安全課
9	犯罪被害者等に対する支援	➢ 犯罪被害者やその家族を対象とした総合相談窓口を設置し、見舞金支給等の支援を行う。	くらし交通安全課

基本施策（２）　住民同士がつながり、支え合う体制の推進

［現状と課題］

市民アンケート調査において、「身近な助け合いやボランティア活動」が活発に行われているかということについて、「あまりそう思わない」「思わない」「わからない」と回答した方の割合が 79.3%となっており、地域における助け合いや支え合い機能が弱体化している様子が伺えます。

こうしたつながりの希薄化によって、健康、医療・介護、子育て、就労などの個人に関することから、防災・防犯、環境整備、住民交流などの地域全体に関することまで、様々な影響が生じることが予測されます。

誰もが安心して暮らせる快適な生活環境をつくるためには、多くの地域住民がこのような状況を「我が事」として捉え、必要な時には支え合いの輪に加わって活動する環境を構築することが重要です。

そのためには、地域福祉活動への積極的な参加を促す取組を推進することで市民同士のつながりを再構築し、住民が地域の関係者と連携して地域生活課題を把握し、解決を試みることができる体制を整備する必要があります。

また、地域において、一つの相談支援機関等では対応しがたい複合的かつ複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の強化も併せて進める必要があります。

［取組方針］

- 町内会等の基盤強化を図り、地域福祉に関する住民参加を促進するとともに、市民同士の交流や活動の拠点となる場を整備するなど、住民主体の支え合いを促進するための取組を行います。

- 高齢者の見守りや民生委員・児童委員活動の充実を図り、地域住民と連携して地域生活課題を早期に把握できる体制を構築します。

- 市民に身近な圏域において、多機関が協働して市民からの相談を包括的に受け止める場を整備します。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	連合町内会連絡協議会連携事業	➢ 八戸市連合町内会連絡協議会と連携し、町内会への加入促進や町内会の組織強化を図る。	市民連携推進課
2	つどいの広場事業	➢ 八戸ポータルミュージアム内において「こどもはっち」を開設し、親子が集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育てに関する情報提供等を行う。	こども未来課
3	ファミリーサポートセンター事業	➢ 子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）を登録・紹介する。 ➢ 提供会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与するための講習会を開催する。 ➢ 会員との交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会を開催する。	子育て支援課
4	民生委員・児童委員活動の推進	➢ 民生委員・児童委員の資質向上や啓発活動に取り組む民生委員児童委員協議会と連携し、情報交換や諸問題の解決に向けた協議等を行うとともに、同協議会への運営支援を行う。	福祉政策課
5	認知症地域支援・ケア向上事業【再掲】	➢ 認知症の人や家族が、地域の人や専門家と相互に情報共有し、お互いを理解し合うことを目的に「認知症カフェ」を開催する。	高齢福祉課
6	多機関協働による包括的相談支援体制の整備【再掲】	➢ 「住民に身近な圏域」にある相談支援機関等では対応しがたい複合的かつ複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備する。	福祉政策課

基本施策（３）　ボランティア・NPO 活動の促進

[現状と課題]

市民アンケート調査の結果からも読み取れるように、地域が抱える課題については市民一人ひとりが違う考えを持っており、地域にどのような課題があるか、課題を解決するためにどのような援助が必要か、行政が果たすべき役割は何か、といった設問で、多種多様な回答がありました。

これらの課題全ての解決を図ることは、安全で安心して暮らせる地域づくりを行う上で非常に重要なものである一方、行政には法令による制限や公平性の原則、企業には収益性の問題に基づく限界があり、中にはいずれの機関でも対応が難しい課題が存在しています。

ボランティア団体や NPO をはじめとする市民活動団体は、こうした行政や企業の手が届かない課題に対する現場感覚を持ち合わせているほか、フットワークの軽さを活かし、迅速に課題解決のための活動を開始できるといった点で優れており、それぞれの特性や専門分野において、地域課題解決のための重要な役割を果たすことが期待されます。

当市においても、無料または安価で栄養のある食事と温かな団らんを提供することで、こどもの居場所づくりや支援が必要なこどもや家庭を発見し相談支援機関へつなぐ役割を果たす子ども食堂等、様々な取組が積極的に展開されています。

こうした地域課題解決に係る受け皿の一つとしての機能を持つボランティア団体や市民活動団体が活動しやすい環境を整備し、適切に支援していくことで、活動の活性化を図っていく必要があります。

[取組方針]

- ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、団体の活動支援等を行う拠点を設置します。

- 市民活動団体等が自主的に取り組む公益的活動を支援するとともに、それら団体と行政が協働して地域生活課題の解決に取り組む仕組みを整備します。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	八戸圏域住民活動促進事業	➢ 市民活動団体の拠点施設である市民活動サポートセンター「ふれあいセンターわいぐ」を運営する。 ➢ 公益的な活動を行う市民活動団体に対し、打合せスペースや作業スペースを提供するとともに、市民活動に関する情報などを発信する。	市民連携推進課
2	「元気な八戸づくり」市民奨励金制度	➢ 市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が取り組む自主的な公益性のあるまちづくり活動に対し奨励金を交付する。	市民連携推進課
3	ボランティアセンター運営事業（民間）	➢ ボランティア活動に関する相談、情報提供を行うとともに、講座等を開催する。 ➢ ボランティア関係団体等との連絡調整を行う。	市社会福祉協議会
4	こどもの居場所等支援事業	➢ 子ども食堂運営団体、八戸こども宅食おすそわけ便実施団体及び学習支援活動の提供を行う団体に対し、活動に要する経費の一部を補助する。 ➢ こどもの居場所づくりサポートセンターを開設し、運営団体のネットワーク形成、居場所の利用相談や開設サポート、子ども食堂への食材支援のマッチング等を行う。	子育て支援課

基本施策（４）　誰もが暮らしやすい生活環境の整備

［現状と課題］

少子高齢化や人口減少の進行を背景として、市営バスを始めとした公共交通機関には、利用者及び運賃収入の減少、乗務員の担い手不足など、公共交通サービスを維持・確保していくことが困難となる様々な問題が発生してきています。

一方で、高齢ドライバーによる交通事故が社会的にも注目を集め、積極的に報道されるようになった影響から、近年、高齢者の運転免許自主返納件数は増加傾向にあり、今後、公共交通機関による移動が必要な高齢者はますます増加していくと予想されます。

こうした高齢者や障がい者にとっては、公共交通サービスが少なくなることで、日々の買い物や通院など、必要最低限の外出すら難しくなるほか、自宅にこもりがちになることで、身体機能や認知機能の低下など、健康状態への悪影響も懸念されることから、誰もが利用できる移動手段として公共交通サービスを維持・確保していくことが重要です。

多くの市民は、公共交通を利用する機会が必ずしも多くはないのが実情ですが、バス路線は必要になったときに直ちに利用できるものではなく、日々の利用によって支えられています。

これからの地域公共交通は、将来にわたって移動手段を残していくという観点から、市民一人ひとりが日頃から公共交通に親しみ、利用することの大切さについて理解を深めていくことが望まれており、地域の公共交通を、市民・交通事業者・行政などが互いに協力しながら「利用して支えていく」という意識を地域全体で育んでいくことが求められます。

また、移動手段に限らず、高齢者や障がい者が日常生活の中で感じる困難の中には、周囲の市民の無理解や関心の低さに起因するものが少なくありません。

そのため、市民一人ひとりに、当事者が感じている不便や不自由について正しく理解し、意識や行動の見直しにつながるよう働きかけることも必要です。

［取組方針］

- 交通事業者等と協力・連携してバス路線を維持するとともに、それが難しい地域ではコミュニティバスやコミュニティタクシーを運行することで、市民の移動手段を確保します。

- 高齢者や障がい者への理解や配慮、思いやりについて、様々な機会や手段を活用して市民の意識啓発を図ります。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	生活交通路線の確保	➢ 市民の生活に不可欠なバス路線を維持する。	運輸管理課 政策推進課
2	南郷コミュニティバス運行事業	➢ 南郷地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行する。	南郷事務所
3	南郷コミュニティタクシー運行事業	➢ 南郷地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティタクシーを運行する。	南郷事務所
4	心のバリアフリー推進事業	➢ 高齢者や障がい者等への理解を促し、思いやりの心を育むため、市民等を対象とした体験型講習会等を開催するとともに、各種広報媒体を活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	福祉政策課

基本目標４　思いやりの心と、地域福祉の担い手づくり

【持続可能な開発目標（SDGs）】



【評価指標と目標値】

評価指標	現状値		目標値
	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	**令和 13 年度（2031 年度）**
民生委員児童委員研修会の年間開催回数	１回	１回	**１回**
認知症サポーター養成講座の累計受講者数	22,271 人	22,889 人	**27,689 人**
ゲートキーパー研修の年間受講者数	122 人	184 人	**100 人**
中学生・高校生のボランティア活動実績人数	1,236 人	1,494 人	**1,200 人**
ほっとサロン・三世代交流事業の参加人数【再掲】	16,777 人	18,170 人	**18,200 人**

基本施策（１）　担い手の育成と活動の支援

［現状と課題］

地域福祉活動について、これまでは町内会や民生委員・児童委員、各地区社会福祉協議会などがその中心的な役割を担ってきましたが、近年では認知症サポーターや市民後見人など、主に一般市民の方々が、その役割の一部を担うことも増えてきています。

一方で、喫緊の課題となっているのが、これらの活動の担い手不足です。

特に、10 代から 30 代の若い世代については、市民アンケートにおいて、民生委員の名前や役割をまったく知らないと答える人が６割を超えるなど、地域福祉活動の担い手や、その活動の意義について十分に周知が行えていないことで、地域福祉活動への参加・協力が得られていないのが現状です。

その結果、地域福祉活動の担い手の固定化や高齢化という状況が生じ、若い世代や現役世代の参加意欲をさらに下げるという悪循環に陥ってしまうことで、地域福祉活動の停滞や硬直化といった問題が起きています。

こうしたことから、様々な手段・機会を通じて、地域福祉に関する市民一人ひとりに活動の意義を周知し、意識・関心を高めることで、主体的に活動に関わる人材を育成するとともに、地域福祉活動を牽引する次世代のリーダー養成・支援に取り組む必要があります。

［取組方針］

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動及び運営を支援し、地域福祉活動を担う人材・団体の活動環境を整備します。

- 研修会や講座等の開催を通じて、地域福祉活動を牽引する地域のリーダーを養成するとともに、その活動を支援します。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	八戸市社会福祉協議会との連携及び支援	➢ 地域福祉を推進していく上での中核機関となる社会福祉協議会と行政の密接な連携を図り、運営への支援を行う。	福祉政策課
2	民生委員児童委員研修会の開催	➢ 民生委員児童委員研修大会のほか、新任委員向けの研修、中堅民生委員向けの研修を開催する。	福祉政策課
3	認知症サポーター養成・活動促進事業	➢ 認知症サポーター養成講座を開催する。 ➢ 認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成及び活動の支援を行う。 ➢ 認知症サポーター等で構成する支援チーム「チームオレンジ」を整備し、認知症の人やその家族のニーズに合わせた支援を行う。	高齢福祉課
4	市民後見推進事業【再掲】	➢ 市民後見人養成研修や市民後見人フォローアップ研修を開催するとともに、市民後見人の活動支援を行う。 ➢ 市民後見人候補者への助言、後見人受任後の継続的な支援を行う。 ➢ 市民後見人の名簿管理を行う。 ➢ 成年後見制度の利用支援等に関する必要事項の調査審議を行うため、市民後見推進協議会を開催する。	高齢福祉課 障がい福祉課
5	自殺予防普及啓発事業	➢ 自殺予防のための『こころといのちの講演会』のほか、自殺のサインに気づき支援につなげる『ゲートキーパー』の役割を理解する研修会を開催する。 ➢ こころの相談先一覧を作成し、市民及び関係機関等への配布を行うほか、自殺予防週間（9 月）や自殺対策強化月間（3 月）に合わせパネル展等啓発キャンペーンを行う。	保健予防課

基本施策（２）　福祉教育の推進と福祉意識の醸成

［現状と課題］

市民アンケート調査において、ボランティア活動について興味・関心がないと回答した人が、28.3%おり、特に 10 代から 30 代の若い世代で、その割合が高くなっています。

少子化と高齢化が引き続き進行していく中で、地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが、地域社会の一員であることを自覚し、自分の住むまちに興味を持ち、住民同士の支え合いについて理解し、主体的にまちづくりへ参画していく必要があります。

また、「支え手（支援する側）」と「受け手（支援される側）」を、固定化した立場として考えるのではなく、その時々の状況や場面に応じて立場を入れ替え、相互に支え合う関係となることで、誰もが役割や生きがいを持ち、支え合いながら暮らしていける「地域共生社会」を実現することにもつながっていきます。

市ではこれまで、福祉体験学習の実施や中学生・高校生のボランティア参加の促進など、次世代を担う青少年の福祉意識の醸成に取り組んできましたが、アンケートの結果から、十分な効果が得られていないことが伺えます。

そのため、地域福祉の担い手づくりを進めるために、効果的な福祉教育の在り方について検討するとともに、市民が地域における支え合いの輪に参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

［取組方針］

- 学齢期からの継続的・効果的な福祉教育、寄附や募金の推進、広報の充実等に取り組み、地域福祉に関する意識醸成と関心の喚起を図ります。

- 学校や関係団体と連携し、小・中・高校生に、様々な分野のボランティア活動への参加機会を創出します。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	心のバリアフリー推進事業【再掲】	➢ 高齢者や障がい者等への理解を促し、思いやりの心を育むため、市民等を対象とした体験型講習会等を開催するとともに、各種広報媒体を活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	福祉政策課
2	ボランティア推進校事業（民間）	➢ 地域での具体的な活動体験を通して、思いやりの心やお互いに助け合う力を育むとともに、家庭や社会への啓発を図るため、小・中・高等学校を対象にボランティア推進校を公募し、ボランティア活動に係る助成金を交付する。	市社会福祉協議会
3	福祉出前講座の実施	➢ 福祉意識を高めるため、学校や地域に出向き、福祉の出前講座を実施する。	市社会福祉協議会
4	青少年の地域活動の推進事業	➢ ボランティアの活動を通して、様々な地域活動に参加し、地域社会の一員としての自覚と関心を深めるため、中・高生のボランティア登録を行い、各種団体等からの依頼に応じてボランティアの派遣を調整する。	教育指導課

基本施策（３）　世代間交流の促進

［現状と課題］

核家族化が進み、地域住民のつながりが希薄になってきたことで、子どもが家族以外の大人と日常的に交流する機会が減り、多様な価値観やそれぞれの違いを知ったり、理解したりする機会が失われています。

子どもが様々な世代の人と触れ合うことは、異なる価値観や考え方との出会いであり、それらとの関わりを通して、他者への説明、自分と他人の比較、感情のコントロールなどの社会的なスキルを身に付けることにつながるとともに、他者への思いやりや感謝の感情を培う貴重な機会になると考えられます。

その中でも、高齢者が持つ様々な知恵や技術等に触れることは、子どもの視野や価値観を広げ、将来、地域で活躍できる高い対応力を持った人材の育成につながることが期待されます。

また、高齢者にとっても、若い世代と交流することは、外出機会の創出や社会参加の機会増加、知識や技術の伝承を通じた生きがいづくりの促進につながることが期待されるため、子どもと高齢者など異なる世代と気軽に交流できる機会を創出する必要があります。

［取組方針］

- 遊びや季節行事、伝統的な民俗芸能等を通じ、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる機会を創出します。

［主な推進事業］

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	ほっとサロン・三世代交流事業【再掲】	➢ <ほっとサロン>高齢者の閉じこもりや孤独感の解消と、介護予防のためのほっとサロンを開催する。 ➢ <三世代交流事業>昔っこ遊び、三世代交流もちつき会、しめ飾り作り、ニュースポーツ交流などを開催する。	高齢福祉課
2	地域伝統芸能の後継者養成への支援	➢ 無形民俗文化財の後継者養成のための事業に対し助成を行う。	社会教育課

第５章　計画の推進

１　協働による計画の推進（役割分担）

第５期計画では、市民、事業者、社会福祉活動団体及び行政が、互いを尊重しながら連携し、以下に掲げるそれぞれの役割を認識した上で出来ることを積み重ね、協働して基本理念に示した地域づくりの実現を目指します。

（１）市民の役割

地域福祉の主役は、言うまでもなく、そこに暮らす市民一人ひとりです。

自分たちが住む場所を、安心して暮らすことができる地域にしていくためには、それぞれが地域を支える一員である意識を持ち、地域で起きている出来事や問題に関心を持つことが重要です。

市民は、町内会やボランティア等の地域福祉活動への積極的な参加、寄附や募金等を通じた社会福祉貢献など、様々な方法かつ可能な範囲で支え合いの輪に加わり、地域福祉の担い手となることが期待されます。

また、地域における課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉える意識が求められており、日頃から、地域の方と挨拶や声掛け等を通じた関係づくりや、困りごとを抱える人や家庭に気づいた場合に、他の住民や事業者、社会福祉活動団体等と連携して、その課題の解決に参画していくことも期待されます。

（２）事業者の役割

福祉サービス事業者は、常に利用者の声を聞きながらサービスの見直し・改善に取り組み、質の高いサービスを継続的に提供するとともに、保健・医療などの関連サービスと有機的な連携を図り、これを総合的に提供することで、利用者の権利と尊厳を守り、その人の自分らしい暮らしを支える役割があります。

また一方で、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、町内会等の他の主体との連携を図りながら、地域住民への施設開放や地域行事への参加などを通じ、地域の一員として地域福祉の推進に貢献することも期待されます。

とりわけ、社会福祉法人においては、これまでに培ってきた専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かし、特定の社会福祉事業の領域にとどまらず、既存の制度や市場原理では満たされない福祉ニーズについても率先して対

応していくことが求められており、地域における包括的な相談支援体制づくりについても積極的に貢献していくことが期待されています。

その他の民間事業者においても、地域社会を構成する一員であることを自覚した上で、高齢者や障がい者などが安心して生活を営むことができるよう支援に努めるとともに、従業員とその家族の健康増進及び地域活動のための職場環境の整備に努めることが求められます。

（３）社会福祉活動団体の役割

基本的な福祉ニーズに対しては、公的な福祉サービスで対応することが原則ですが、地域における全ての生活課題に対し、公的な福祉サービスだけで対応し解決を図ることは、現実的には難しいというのが実情です。

町内会や自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、ＮＰＯ法人、各種ボランティア団体等の社会福祉に関わる活動を行う団体は、それぞれの特性を活かした活動の実践を通して地域の生活課題の把握に努め、公的な福祉サービスの手が届かないような困りごとにも、他の団体や地域住民、事業者等と協力・連携しながら柔軟に対応することが期待されます。

また、専門的な支援が必要なケースについては、適切な支援機関への橋渡し役としての役割も期待されます。

（４）行政の役割

もとより市は、法や各種制度に基づき、様々な分野の施策を効率的・効果的かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に提供することで、市民の福祉の向上を図る責務があります。

そのために、市民や社会福祉関係団体、事業者等への活動支援やネットワーク構築、地域福祉の担い手育成等に積極的に取り組み、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、関係機関と連携して必要な福祉サービスを提供します。

また、縦割りの制度では解決できない課題や地域における支え合い機能の弱体化、社会的孤立などの諸問題に対応するため、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備や、「丸ごと」相談を受け止めるための、多機関協働による包括的な支援体制の整備に取り組む必要があります。

さらには、様々な生活課題を抱え、就労や活躍の場、住居等の確保が困難な市民の自立に向け、福祉以外の分野とも連携した、分野横断的な支援を展開します。

２　計画の周知

地域福祉の推進には、市民、事業者、社会福祉活動団体、行政といった計画に関係する全ての個人・団体が、本計画に掲げる基本理念や基本目標を共有し、それを実現するための取組について、共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市の広報紙やホームページなどの媒体に加え、各種講演会や研修会などの様々な機会を通じて、本計画を広く市民に周知し、その普及に努めます。

３　計画の進行管理

本計画を実効性あるものとして着実に推進していくため、事業の実施状況を正しく把握するとともに、定期的に基本目標の達成状況を測り、適切に進行管理を行います。

（１）実施状況の把握及び評価指標の設定

計画に記載した施策やそれに基づいて実施する個別事業については、事業所管課や実施主体と連携し、実施状況を正確かつ確実に把握します。

また、基本目標ごとに、その達成状況を測るための目安となる評価指標を設定し、目標達成までのプロセスを可視化します。

（２）点検及び評価

施策や個別事業の実施状況並びに評価指標の状況については、毎年度、市民や有識者、福祉・健康医療関係者等で構成する八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会に報告し、点検及び評価を行います。

（３）事業の見直し等

点検及び評価における意見を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

（４）公表

本計画の進行管理の状況は、市の広報紙やホームページなどで公表します。